

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：安城北部こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：佐藤貴子	定員（利用人数）：140名（87名）	
所在地：愛知県安城市大東町25番40号		
TEL：（0566）76-3366		
ホームページ： https://kodomomirai-anjo.jp/facilities/hokubu-ko/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 令和3年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 安城市こども未来事業団		
職員数	常勤職員： 9名	非常勤職員：5名
専門職員	保育教諭 12名	
施設・設備の概要	（保育室） 6 （遊戯室） 1 （トイレ） 2	（給食室） 1 （屋外園庭） 1

③理念・基本方針

<理念>

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

<基本方針>

- ・園児の主体的な活動を促し、様々な遊びや自然物の関わりを通して、資質・能力の基礎となる力を育めるよう、魅力ある保育環境づくりに努めます。
- ・進んで体を動かして遊ぼうとしたり、興味や関心のあることに自分から関わって取り組もうとしたりする意欲を育てます。
- ・園児が基本的な生活習慣や安全生活に必要な習慣を身に着け、自立した生活が送れるように、保育内容及び保育環境の充実に努めます。
- ・日常生活や自然事象に関心をもつ中で、環境や人権、平和など自分のまわりの問題についての気づきや興味を大切に、持続可能な社会の創り手を育てます。
- ・職員が危機管理意識をもち、危険個所の把握やマニュアルに沿った緊急時対応などの安全管理に努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

・法人は安城市と運営に関する協定を締結し、市の積極的な運営関与、緊密な連携のもと、「幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城」の実現に向け官民一体となって取り組んでいる。職員は全員市からの派遣職員、施設・設備は市から無償貸与を受けており、予算・人事については安城市が一括管理している。

・豊かな自然環境を活かして、畑で育てた野菜等を調理して食べたり、生き物を捕まえたり、育てたりする機会を大切にしている。

・公立園が重視してきた伝統を継承したこども園として、今まで行っていた行事、保育、地域との関係を大切にしている。

・SDGsの推進に積極的に取組み、個々の保育内容はSDGsの目標との関連を明確にし、園児や保護者等に理解しやすいよう園内に大きく掲示されている。併せて環境や人権、世界平和などへの気づきや関心を大切に保育している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 年 月 日 (契約日) ~ 平成 年 月 日 (評価決定日) 【令和 4 年 12 月 6 日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

・園長は「園長の責務」を明文化し職員室に掲示するとともに、園の年度目標を明示しその実現に職員一丸となって取り組めるよう配慮している。職員の課題解決への助言や研修参加の支援など、またワークライフバランスの実現のため定時退園促進の声かけなど様々な場面できめ細かく配慮し、職員の信頼も厚い。

・職員の得意なところを保育に活かす保育実践がされており、職員が保育を楽しみ、とやりのがいている。こども園になって2年目であるが、常に保育の課題に真摯に向き合っている。

・SDGsを保育に活かした実践を意識し掲示物を園内の目立つところに大きく貼り出し、絵本の選び方等保護者への啓蒙も行っている。保育室内のゴミを分別して捨てること等、子ども達が生活の中で身に付けられるようにしている。

・豊かな自然環境を活かして、畑で野菜等の栽培をするだけでなく、落ち葉集めから堆肥作りも行い、地球環境が循環し再生していることを保育に取り入れ子どもと一緒に実践している。

・特別に配慮の必要な子どもが多数いるが、一人一人の特性に合わせ居場所作りに努力している。

◇改善を求められる点

・「安城市公立園アクションプラン」に準拠して中・長期計画を策定しているが、具体的な事業内容、達成目標、進捗計画が明示されていない。各計画項目の現状を把握したうえで、計画最終年で目指すべき目標を明確にして、毎年の進捗確認ができる中・長期計画とされることを期待する。

・安全への配慮から環境が充分活かされていない箇所が見受けられた。遊具等の安全管理について、安全性に配慮した使用方法、遊具の改良などについて検討・見直しを期待する。

・子どもの主体的な活動を促すことを目指しているが、指導計画中心の活動がみられた。保育者に子どもが許可を求めて行動する姿がみられたため、安全配慮を優先して子どもの遊びや活動など、経験の広がりを妨げることにないように検討を重ねていただきたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審にあたり、職員の勉強会で普段行っている業務の目的を再確認したり、園として求められていることを学んだりすることができました。また、自分たちでは気づかなかった視点での評価をしていただき、良かった点は職員の励みにして振り返りをしながら継続していきたいと思えます。また、課題については、職員間でひとつずつ丁寧に話し合い、より良い保育につなげていきたいと思えます。特に、園内の環境については、子どもたちの育ちにつなげるために、保護者の方に保育内容を丁寧に伝え、恵まれた環境を活かした子どもたちがわくわくするような遊びや環境、生活の場を整えていけるよう工夫していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・⑥・c
<p>・理念・基本方針は明文化され、園のしおり(重要事項説明書)、ホームページ、パンフレットなどの作成・配布、見やすい場所への掲示など様々な方法で周知を図っている。職員へは職員会議で周知するほか、理念・基本方針を踏まえた園のランドデザインを職員参加で作成し理解を深めている。保護者には、園だより、などで周知している。また、ランドデザインは掲示板に掲示し周辺住民に周知している。</p> <p>・基本方針が毎年新たに設定されているが、重点事業項目との違いを認識し、園の確固とした基本方針を検討されたい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 ①・b・c
<p><コメント></p> <p>・社会福祉全体の動向については、安城市の「福祉のあらまし」や「安城市子ども・子育て支援事業計画」などを通して把握している。地域の動向はあいあい会議(中学校区の園の連絡会議)を始めとする地域の会議に参加し把握している。園見学者や保護者との対話、保護者アンケートの内容からも地域のニーズの把握と分析をしている。経営状況については、法人の標準化された様式で予算の執行状況、利用者数の推移、利用率等を把握し、分析を行っている。</p>		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 ①・b・c
<p><コメント></p> <p>・法人の今年度の方針を受け、園の経営課題を「年度目標シート」「目標チャレンジシート」などにとりまとめ、職員会議で職員の理解を得たうえで、課題解決に取り組んでいる。結果は職員会議で振り返りを行い、次年度に活かすようにしている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>・「安城市公立園アクションプラン(令和2年度～令和6年度)」に準拠し作成されているが、具体的な事業内容、達成目標、進捗計画が明示されていない。令和4年度の事業計画に中・長期計画が掲載されているが、個別の事業の振り返りと4年度の目標を示す内容にとどまっている。中・長期的な課題と課題解決に向けた具体的な事業及び達成目標、年次計画を明示した中・長期計画策定が望まれる。</p>		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>・中・長期計画を踏まえた単年度事業計画が策定されている。事業計画は職員会議などで検討され、各事業の目的、実施方法などが明記され、保育目標を始め、予算配分、職員研修計画、組織・運営体制など園運営全般について具体的、実行可能な内容となっている。</p> <p>・計画を達成したことが判断できるように、単年度の事業計画に具体的な成果を記載されることを期待する。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は職員会議での検討など職員の参画や意見集約のもとで策定されている。策定した計画は職員会議等で配付、説明されている。実施状況の把握や評価・見直しについても職員会議等で検討され、職員の参加と理解が得られている。 ・評価・見直しの記録は事業計画の各項目について残すことが望まれる。また、計画の評価・見直しに関する手順等を文書化されることも期待する。 				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会や園のしおりで保護者に周知している。保護者向け事業計画のリーフレットを作成し HOICT(園業務支援システム)で配信している。リーフレットには、事業計画その他で分からないことや質問があればいつでも相談を受ける旨が明記されている。 ・主に保護者、職員に周知されているが、地域への周知方法も検討されるよう期待する。 				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育のガイドラインに明記されている PDCA サイクルに基づき、指導計画、行事計画、研修計画などの策定、実施、評価、見直しを職員全体で行ない、保育の質の向上に取り組んでいる。 ・自己チェックリスト、全国保育士会の人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて保育を振り返る機会としている。 ・保護者からの意見については、45 分会(園児降園後の職員打合せ)で内容を共有化、記録し、保育の質の向上に向けた対応を実施する仕組みが確立している。 ・市は第三者評価を計画的に実施し、評価結果を受審園以外にも周知するなどしている。今後は園において第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施されることを期待する。 				
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の基本となる学級経営案や指導計画については自己評価チェックリストなどの評価結果を分析し、各職員の課題を明確にするとともに、園としての課題を明確にして改善を図る仕組みがある。保護者からの意見を含め、課題について職員全体で協議し、計画的な改善策を検討するとともに、改善の状況を確認し見直しに取り組んでいる。 ・今後は、自己チェックリスト、人権擁護のためのセルフチェックリスト、第三者評価基準に基づく自己評価などの結果に基づき、中・長期的な視点に立ち、改善策の検討をされることを期待したい。 				

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長の責務、職務分担は運営規程及び組織図・職務分担表に明記されており、職務分掌と園における通常時及び非常時の指揮権順位は職員室に掲示されている。また、年度始めの職員会議や打合せ等で、保育理念や園の基本方針、保育目標とともに自らの役割と責任について職員に表明している。 ・園運営への想い(令和4年度は「楽しく」とその理由を職員に周知し、職員室に掲示している。職員はこの目標を理解し、職務に取り組んでいる。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議を活用して、こども園法、保育要領など保育の基本となる法令の読み合わせ、職員心得、人権擁護マニュアル、プライバシー保護マニュアルなどの読み合わせを行い、遵守すべき法令等の理解の確認をしている。 ・コンプライアンスチェックリスト等を活用して、幅広い法令順守への取組を検討されたい。 			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年度目標シート」「目標チャレンジシート」などを活用して、適切な助言をして職員が保育の質の向上に意欲を持って取り組むようにしている。 ・家庭における保育支援として職員が提案した「家庭における親子ふれあい遊び」の動画を作成し、youtubeで配信する取組を支援し、適切な助言をするなど、保育の質の向上と、職員の資質及び意欲向上に指導力を発揮している。 			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めには自分たちの仕事を楽(効率化)にすることが、楽しい仕事や業務の効率を上げることに繋がるとを説明して、経営改善への理解を深めるようにしている。また、職員の希望や得意分野を把握し、経験年数や持ち味を生かせる職務分担、園内研修の実施など指導力を発揮している。 ・園全体で業務を分担できるように、加配の先生の効率的な業務分担を再検討されるとよい。 			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用等人材確保については安城市で一括管理している。 ・園職員の定着については、園長との面談、保育・園務への支援、働きやすい職場づくりなど定着への取組が行われている。新卒職員の場合は退職した元園長が年5回程度新人のために巡回訪問して指導する取組も行われている。 			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「期待される職員像」についてはグランドデザインに明示し、職員には年度当初に周知している。 ・人事管理は安城市の人事基準により安城市が行い、職員も周知している。正規職員は「面談シート兼人事評価報告書に基づき面談(期首、中間、期末)により成果や貢献度の評価をし「自己アピール申告書」と併せて人事管理をしている。会計年度職員は園長や主任保育教諭との面談、「意向調査票」により配置などの人事管理をしている。 			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に、職員にワークライフバランスの推進について周知し、有給休暇取得促進や超過勤務削減に努めている。職員との面談において、就業状況や意向を把握し、働きやすい配慮をするとともに、必要な作業を共有し分担することで、特定の人に負担が偏らないようにしている。 ・人事課からの「こころの健康相談」のチラシを掲示し、専門職に相談しやすいようにしている。また、ハラスメント予防のための園内研修も実施している。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a・㉡・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に今年度の園の重点課題を周知し、「目標チャレンジシート」「園の面談シート」を使い、園長や主任保育教諭が個別面談を行い、目標達成の進捗状況や達成度の確認と助言を行っている。 ・学級経営案に関しては、保育の振り返りをした内容について園長が助言し、学級担任が課題解決に取り組むことで能力向上につながる働きかけをしている。 ・一般職員の目標管理は園長、主任保育教諭で管理されているが、「目標管理制度」による整合性のある職員育成への取り組みについても検討の余地がある。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画が策定され職員に周知されている。安城市保育課研修計画と園内研修計画がある。保育課研修では主に保育の内容について行い、園内研修は園長・主任保育教諭・保育教諭が参加し、保育事例検討・危機管理やSDGsなど理念・基本方針に沿った内容となっている。園内研修計画は、園の課題をもとに毎年見直しを行っている。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市の階層別研修に参加するほか、園長との面談により一人ひとりの知識や技術水準等を把握し職員の意向も考慮して実技研修など専門研修への参加機会を確保している。 ・研修での学びを職員会議や研修カードで共有している。また、研修によって資格取得した職員を朝礼等で他の職員に発表し研修参加の刺激となるようにしている。 ・保育者団体などの研修案内を職員室に掲示し、職員が「自主研修」として参加する場合は休暇取得などに配慮し参加しやすくしている。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a・㉡・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市の「実習生受入れマニュアル」に基づき、養成校と電話や訪問によって連携を取りながらより実習生に合ったプログラムとなるようにして受入れている。 ・実習生の指導担当になる職員と「実習生受入れマニュアル」の読み合わせを行い、各養成校からの実習要領に基づいて実習計画を立てているが、実習をより効果的にするために指導担当者への研修についても検討された。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a・㉡・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針、事業計画はホームページや園のしおり、保護者へのお知らせなどで情報公開している。年1回おたより「すくすくランド」を作成し、町内会を通じて地域に回覧している。 ・苦情・相談体制は、重要事項説明書に明記するほか、園に掲示し、地域にも公開している。 ・令和4年度に第三者評価を受審して結果を公開する予定であるが、第三者評価結果への対応、自己評価結果への対応、苦情の内容と対応結果などについて情報公開の検討を期待する。 		

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理規定により経理、取引等に関するルールが明確にされ、組織・職務分担表によって職務分掌と権限・責任が明確にされている。経理、取引、事業運営等については法人監事による内部監査を定期的に受けている。 ・社会福祉法人の運営や会計に精通した会計事務所と運営支援業務委託契約を締結し、会計・決算・法律解釈等の指導を受け適正な運営のための取組をしている。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に地域支援・交流を掲げている。園内で食育の一環として行っている野菜の栽培で収穫した野菜を近所に配ったり、公民館の芸能まつりに参加したりして地域との交流を広げる取組を行っている。また、地域の公民館や中学校で園を紹介する「出前講座」も実施している。 ・市発行の子育て情報誌から保護者や子どもが活用できる社会資源を紹介し利用を勧めている。 		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れに対する基本姿勢は事業計画に明記され、ボランティア受入れマニュアル、保育体験学習受け入れマニュアル等が整備されて受入れ体制はできている。 ・お話レストラン、お話スマイル、スポーツ教室が定期的に開催されている。また、大学の学校体験活動で大学生が来て子どもと遊ぶ機会もある。 ・中学生の職業体験も受け入れて、学校教育にも協力している。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市発行の子育て情報誌から地域の社会資源情報を把握し必要に応じて保護者に提供している。配慮が必要な子どもに関しては、あんステップ(発達支援)やまびこルーム(グループによる療育)と連携して対応し、結果を職員と共有している。 ・小学校との幼保小連絡協議会、中学校区のあいあい会議に定期的に参加し関係機関との連携を行っている。 ・虐待が疑われるような場合があれば、市の子育て支援課と連携して迅速に対応するようにしている。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会福祉協議会や、青少年健全育成協議会などに参加し、地域の福祉ニーズの情報収集・把握に努めている。園開放で地域住民の育児相談を実施し、地域の福祉ニーズを把握するとともに多様な相談に応じている。 ・地域の福祉ニーズへの対応は社会福祉法人に課せられた責務である。法人が具体的な取組の方向性を示し、困っている人の具体的なニーズを把握する取組の実施も期待したい。 		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センターや中学校で出前講座を行い、子育て支援の理解を深めている。 ・園で作成した親子ふれあい遊びを動画配信して、家庭での子育て支援を行っている。 ・園開放や園見学を広く周知し、保護者の相談を受けるなど子育て支援をしている。 ・災害時には、職員を避難場所への配属、帰宅困難園児の対応、地域の一時避難場所開設を行うこととなっている。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>・日々の朝礼では、ニュースや身近な話題を取り上げ子どもの人権や保育理念に結び付け職員の意識付けをしている。職員会議で理念、基本方針の理解を深めたり、人権擁護マニュアル、プライバシー保護マニュアル、性差別注意マニュアルの確認、全国保育士倫理要領の読み合わせを行ったりして、子どもを尊重した保育実践に繋げている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>・プライバシー保護マニュアルや虐待発見時対応マニュアル等の読み合わせを通して、子ども理解について共有化を図り保育が実施されていることを確認した。重要事項説明書を通して保護者に周知し、写真掲載や氏名表示の取り扱いについて同意書を取っている。トイレの個室にはカーテンが取り付けられプライバシーに配慮している。また、人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて実施して、実際の保育の場で権利擁護が実践されていることを確認している。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>・パンフレットは毎年見直しを行い、利用希望者にはわかりやすく丁寧な説明を実施している。また、ホームページの QR コードを地域に向けて掲示して、積極的に情報提供をしている。パンフレットは保育課に置いてあり、誰でも手に取れるようにしている。自然豊かな園庭の保育環境には恵まれている。そのことをパンフレットに盛り込み、さらに園の魅力発進をされることを期待する。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>・保育の開始については、3 月の入園説明会で園のしおりや重要事項説明書を保護者に手渡し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面をもつての説明をしている。途中入園や、配慮が必要な保護者へは、個別に時間を設け、園のしおり等に沿って丁寧な説明を行っている。保育の開始や変更があれば重要事項説明書等の資料を用いて説明をし、同意書を書面で残している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>・市内への転園の場合は、引継ぎの文書を定めて送付している。市外への転園は、転園先からの希望により、幼保連携型認定こども園園児指導要録を送付している。また、「卒園後も保護者が相談できる」ことを声かけし、保護者向け事業計画に記載している。市内外を問わず発達や虐待予防についての継続支援については今後もより良い方法について研鑽を重ねられたい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>・運動会后、保育参観、生活発表会后、年度末と保護者アンケートを実施しており、70%の回収率がある。アンケート結果は職員間で共有し、改善すべきことは職員会議で話し合っ改善し、保護者にアンケート結果を公表している。保護者会総会(紙面での開催)に参加することや、行事等について保護者会と相談をすることで、意向の把握に努めているが、園の保育の方針や考え方、保育者の思いをどのように保護者に伝えるか検討を重ねられたい。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・苦情解決の体制を整備し、重要事項説明書に明示し保護者に配付している。その内容について園内に掲示し、意見ボックスを設置するなど苦情を出しやすい工夫を行っている。苦情内容については記録があり、職員会議で検討を行い、改善できるものは速やかに改善している。また、苦情の内容、アンケート結果及び改善結果は、保護者にフィードバックを行うとともに保育の質の向上に活かしている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>日頃から保護者が意見を述べやすいように、登降園時に、園長や主任保育教諭が正門に立って声を掛けるようにしている。苦情相談窓口を見やすいところに明示しているが、保護者に保育の意図や保育者の思いを届け、信頼関係を築くことが出来るように職員間においても相談を受ける役割を共有し深められたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>・受け付けた意見に対しては、苦情・意見対応マニュアルに沿って、職員間で共有し、改善方法について検討して、保護者に対して丁寧で迅速な説明を行っている。園が保育の向上のために匿名での保護者の意見を積極的に求めていることを伝え気軽に利用できるように工夫されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>・保育中のヒヤリハットについては、打ち合わせや職員室の掲示で共有し、原因の分析や対応を速やかに行い、再発防止に努めている。また、エピペンの使い方や危機管理研修の内容を職員間で共有し、救命救急(AED)の研修を園内でを行い、意識を高めている。園内で起きた事故は、ヒヤリハット・事故報告書や、スポーツ振興センター事故報告書で、原因の分析と事故の再発防止の記録を残しているが、予測されることも含めてさらに分析し記録に残しておくことが望ましい。子どもの怪我からの学びを日々の安全保育にどのように活かしていくかを保護者に丁寧に説明する努力をされたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>・新型コロナウイルスに関して、市の看護師会や県からの通知等の情報から、適切な感染症予防対策を講じるようにしている。発生時には、マニュアルに基づいて、保育課や事業団と連携を取りながら、保護者への情報提供をHOICTでメール配信し適切に対応を行っている。消毒液の使い方や嘔吐した際の対応や役割の確認をしている。現状に甘んずることなく、通知を迅速に保育に反映し、感染予防の体制を整えられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保 39	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>・災害を想定して、保育課や他園と防災無線を使用した連絡方法の確認をしている。4月の園だよりでは、保護者に避難場所を知らせ、様々な時間や場面を想定した訓練を行っていることを伝えている。食料や備品類の備蓄リストを作成し、誰でもどこに何があるわかりやすく掲示している。保育中の持ち出しリュックの内容については、災害の想定範囲を考慮しながら、検討を重ねられたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・保育マニュアル(人権擁護マニュアル、プライバシー保護マニュアル、性差別注意マニュアル)、安全保育マニュアル、保健マニュアル、危機管理マニュアルによって、標準的な実施方法が文書化され、その内容を確認したり、読み合わせをしたりして周知している。それをもとに一人ひとりの子どもに寄り添った保育を行うために、保育の</p>		

記録を定期的に残しながら、日々保育実践に取り組んでいる。今後も保育の質の向上をめざし、努力を重ねられたい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>・年度初めの保育の標準的な実施方法について職員会議で確認を行い、日々の保育実践に反映し、振り返りを行っている。振り返りをもとに年間の編成や修正点などの検討を行い、次年度の保育に反映できるようにしている。マニュアルや手引きの見直しは、園長会や主任会で検討し、その都度、保育実践に反映している。また、保護者アンケート等に意見や提案についても取り上げ検討の内容に入れ、実践に活かすようにしている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>・個別の教育支援計画は、保護者の意向を丁寧に汲み取り把握した保護者のニーズや、子どもの姿から具体的に育てほしい姿を保護者と話し合い記入している。支援困難なケースについて、園内でケース検討を行い、支援の仕方について検討し保育に活かせるようにしている。必要に応じてあんステップ(子ども発達支援センター)の専門家による相談が実施されている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>・年度当初に昨年度の反省や子どもの姿から年間指導計画を見直し、指導計画は、年齢の担任で話し合い、職員会議で報告や修正を行い、周知や連携を取り合い、現場を中心にPDCA サイクルを回している。指導計画は安城市の標準的な様式を用いているが、保育者が書きやすい様式や保育実践に合わせたわかりやすい計画様式を独自に模索することも今後の課題として検討されたい。園生活の中で子ども自身が好きな遊びをする経験を主体性の育ちにつなぎ、指導計画にも反映できるように検討を重ねられたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>・幼保連携型認定こども園園児指導要録、個別の指導計画、個別の教育支援計画、保育の記録は、安城市で統一した様式の書き方マニュアルに基づいて記録し、関係職員で周知し保育を実施している。今後は画一的なものにとらわれず子どもそれぞれの理解が進む記録のあり方について再考を続けられたい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>・個人情報保護規程を遵守するとともに重要事項説明書の中で保護者に説明し、同意を取っている。子どもに関する記録や個人情報に関する書類は、保存・廃棄について規定が定められ、金庫や鍵のかかる書庫に保管し、個人情報は園外持ち出し禁止としている。プライバシーマニュアルの確認をしたり、毎年情報セキュリティ研修を受講したり、記録の管理や個人情報保護について定期的に確認している。今後も個人情報保護を徹底し、子どもの記録が保育により良い方法で反映させるように務められたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・安城市の保育理念に基づく全体的な計画を、安城市の保育に関わる職員が参画して作成している。 全体的な計画から何をどう理解するか、「安城北部こども園」ならではの独自性をもつ実践的計画が望まれる。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・薬剤師による環境衛生検査や、業者による遊具の安全点検を受けたり、園で安全点検をしたりして、衛生管理に努めている。また、園内外の清掃が行き届き子どもたちが心地よく過ごすことができるように、環境の整備をしている。トイレのスリッパは揃えて次に使う人への配慮があり、手洗い場には無駄なものを置かず子どもが利用しやすい環境が整えられている。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・児童票や懇談会で一人一人の発達や家庭環境等を把握し、一人一人の子どもを受容すると共に、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの状態に応じた保育を行うよう努めている。現在 87 名の内、個別に配慮されている園児が多数いる中で、「安全」への配慮と工夫は並々ならないものと推察する。安全への配慮と工夫が禁止・規制事項につながらないように、日々の振り返りから子どもの最善の利益について考察検討を重ねられたい。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもが自分でできるように、やり方を図や写真で掲示してある。手洗い場の天井にはガラガラうがいの絵を貼り、3歳児のタオル掛けは使いやすいように中央に仕切りを取り付けてある。企業の手洗い教室に参加したり、歯磨きカレンダーを使ったりして、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを、子どもが理解できるように働きかけている。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・日々の保育について振り返りをし、子どもたちの遊びの様子を伝え合ったり、翌日の遊び環境を考えたりして遊びを豊かにする保育の展開に努めている。また、友だちの考えを聞く、自分の意見を言うなどの機会を大切に、協同しながら活動できるように援助している。一方、子どもの安全を優先していることから禁止事項が多いことがうかがえる。子どもが体験の中から学んだり、工夫したり、つくり出す「生活と遊び」を子どもと一緒に創造されることを期待する。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・生活と遊びを通して、子どもが成長するための居場所をきちんと整えながら5領域の内容を身につけられるように保育が展開されている。SDGsへの取組を積極的に行い、環境や人権、世界平和などへの気づきや関心を大切に保育している。恵まれた環境の中で子どもが大切にされ保育をされていることが子どもの遊ぶ姿から伝わってくる。子どもが体験の中から学んだり、工夫したり、つくり出す「生活と遊び」を子どもと一緒に創造されることを期待する。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・あんステップの訪問相談や保育所等訪問支援を利用し、臨床心理士等の専門家から保育の助言を受け、支援が必要な子にとってよりよい保育方法を探ることができる機会を設けている。職員は、外部の研修を受けたり、園内でケース検討会をもったりして、支援を必要とする子どもの知識や情報を得るように努めている。また、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、子どもの個性を伸ばし、困り感に寄り添いながら一人一人に合わせた保育を行っている。子どもたちが多様性を学び合える環境等、長期的な見通しをもって保護者に寄り添うきめ細かな配慮を更に深められたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・年齢ごとや、預かり保育時間のデイリープログラムを作成し、連続性に配慮した子ども主体の保育を行っている。異年齢で過ごすことに配慮しながら、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。日中の子どもの様子について、連絡ノートで保育者間の引継ぎを適切に行っている。保護者の迎えの際に、担任から日中の様子を伝え保護者が安心して預けられるようにしている。</p> <p>・保護者アンケートから預かり保育時間を延ばして欲しいという意見がある。事業団とも保護者の意向を共有し考慮されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・安城市アプローチカリキュラムに基づいて保育を行い、子どもの生活や学びが継続できるようにしている。また、保護者に子どもの入学への期待や不安を聞いたり、小学校区の他園と交流をしたりして、入学に期待がもてるようにしている。5歳児の公開保育に小学校教員を招待する機会を設け、幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成して、子どもの育ちを伝え、小学校教員との情報交換をする機会を設けている。入学後には幼保小連絡協議会に参加して連携を図っている。コロナ禍で、小学校教員との交流は少なくなったが、日頃のつながりについても強化されるように努力されたい。</p>		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・保健マニュアルに基づき、HOICT や健康管理確認書や保護者からの伝達等で一人一人の毎日の健康状態を把握している。保育中の子どもの体調変化や怪我の状況は、必ず保護者に伝え、帰宅後の状況を確認している。個別の健康状態や既往症などは、児童票に記入しており、入園時の個別懇談会で保護者に確認している。また、乳幼児突然死症候群のチラシや園で流行っている感染症の情報を掲示したり、保育課からの健康だよりを保護者に配布したりして情報提供をしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・健康診断、歯科健康診断の結果を記録するとともに、異常のあった子のみ保護者に伝えている。診断の結果を保健年間指導計画の中で保育に反映させ、年長児はフッ化物洗口を秋から行っている。また、囑託歯科医師に歯の健康について、保護者向けの講演を依頼し家庭での歯の健康生活に活かせるようにしている。保護者から健康診断の詳細が知りたいという意見が寄せられている。結果の伝達方法の検討をされたい。</p>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・食物アレルギーガイドライン、アレルギー対応マニュアル、アレルギー対応フローチャート等を整備し、医師の指示のもと子どもの状況に応じた適切な対応を行うようにしている。職員は外部の研修や園内の緊急時対応訓練に参加し、必要な知識や情報、技術の習得に努めている。年に一回アレルギー調査を行い医師の診断書に基づき適切に対応している。子どもたちには、絵本を通して伝えたり、保護者に対して入園説明会で話をしたりして、理解を図るための取組を行っている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	a・②・c
<p><コメント></p> <p>・食育計画に基づいて、野菜の栽培や収穫をし、調理の様子を見て子どもたちが食に関する豊かな経験ができるような取組を行っている。降園時には、給食展示を行い、食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。給食中のコロナウイルスの感染対策として、一方向に座席をしたり、向き合う場合アクリル板を利用したりしている。保育が多様化し、子どもへの援助や配慮が複雑になっていることが推察されるが、食事が子どもたちにとって楽しみなものとなる雰囲気作りを更に考え工夫されたい。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・子どもの様子や保護者との会話、児童票などから、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握したり、体調に応じた配膳をしたりして楽しく食べられるようにしている。保育室では、配膳の時保育者が子どもに食べられる量を聞き、子どもの意思を尊重する姿がみられた。栄養士が献立を立てており、残菜調査の結果を検食日誌と合わせて提出したり、食育指導の機会に子どもたちの食べる様子を見て、献立や調理の工夫に反映している。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・登降園時の保護者との会話や、HOICT や健康管理確認書などで情報交換を行っている。HOICT の導入によって情報交換がスムーズに出来、朝の電話連絡の数も減り煩雑さの減少につながっている。</p> <p>・年齢だよりや写真等の掲示などで保育内容や意図をわかりやすく伝え、行事の参加を促し保護者と子どもの成長を共有できるようにしている。家庭の状況や、保護者との情報交換の内容は、必要に応じて保育の記録や備忘録に記録している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a・②・c
<p><コメント></p> <p>・相談は、保護者の都合を聞きながら時間を作るようにしている。相談の内容は園長や主任に報告をし、職員間で共通理解し、対応を検討し保護者が安心して子育てができるように努めている。</p> <p>・事前の利用者アンケート調査の自由記述欄に具体的な要望が見受けられた。保護者から出しにくい要望に気づいて対応する努力を今後も続けられたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a・②・c
<p><コメント></p> <p>・登園時の表情や持ち物の状態把握、隔月に行う身体測定時に体の様子を確認している。また、保護者の様子から気になることがあった場合は、職員間で共有したり、園長が話を聞いたりして家庭での養育状況を把握し、虐待の防止に努めている。一般的に現在虐待予備軍がクラスに2~3人いると言われている。今後とも子育て支援課、児童相談所等の関係機関との連携及び協力を強め、日々の状況から予兆を読み取っていくスキルを修得されたい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>・2022 年度に改訂された自己評価表を使って自己評価を行っている。振り返りを行うことで、他者の気づきから自身の課題や評価を知ることにつなげ、互いの学び合いの場となるようにし、保育の質の向上につなげている。園内研修の機会を利用し「みんなでやろう、豊かな保育」について、日常的に自分の保育を客観的に評価するとともに職員間で保育について対話と省察を繰り返し互いの学びにつなげるようさらに研鑽されたい。</p>			